

## ◎ 急施の防災事業の拡充、農地中間管理機構関連事業の拡充、土地改良事業団体連合会の事業の拡充、土地改良区の組織変更制度の創設

## 【法令名】

土地改良法の一部を改正する法律

【掲載官報】	令和4年3月31日 特別号外第38号 24ページ
【法令番号】	令和4年3月31日 法律第9号
【管轄省庁】	農林水産省
【施行期日】	令和4年4月1日から施行 ※目次の改正規定（「第111条の23」を「第111条の28」に、「第136条の4」を「第136条の5」に改める部分を除く。）、第29条の2第3項の改正規定、第83条（見出しを含む。）の改正規定、第2章第1節中第5款を第6款とし、第75条の次に款名及び目名を付する改正規定、第76条の改正規定、同条の次に九条及び一目を加える改正規定、第91条第1項の改正規定、第145条を第146条とし、第144条を第145条とする改正規定並びに第143条を第144条とし、第142条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行
【法令のあらまし】	<p>1 急施の防災事業の拡充</p> <p>国、都道府県又は市町村は、脆弱性評価の結果、豪雨に対する安全性の向上を図るため急速に農業用排水施設の変更を内容とする土地改良事業（当該変更に係る農業用排水施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、土地改良事業に参加する資格を有する者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものに限る。）を行う必要があると認める場合には、緊急防災工事計画を定めてその事業を行うことができることとした。（第87条の4及び第96条の4関係）</p> <p>2 農地中間管理機構関連事業の拡充</p> <p>都道府県が行うことのできるその土地改良事業の施行に係る地域内にある農用地の全てについて農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること等の要件に適合する土地改良事業の対象に、土地改良施設の新設等及び農用地の改良又は保全のため必要な事業を加えることとした。（第87条の3及び第88条関係）</p> <p>3 土地改良事業団体連合会の事業の拡充</p> <p>（一）土地改良事業団体連合会が委託を受けて行う土地改良事業の工事</p> <p>土地改良事業団体連合会が行うことができる事業に、会員から委託を受けて行う土地改良事業の工事を加えることとした。</p>

(第 111 条の 9 第 2 号関係)

(二) 全国土地改良事業団体連合会が行う資金の交付

(1) 全国土地改良事業団体連合会（以下「全国連合会」という。）が行うことができる事業に、会員（会員たる都道府県土地改良事業団体連合会の会員を含む。）が土地改良施設の管理を適正に行うために必要な資金の交付を加えることとした。

(第 111 条の 9 第 6 号関係)

(2) 全国連合会は、(1)の事業に必要な費用に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は全国土地改良事業団体連合会債券（以下「債券」という。）を発行することができることとした。（第 111 条の 22 関係）

(3) 全国連合会が総会の議決を経なければならない事項に、長期借入金の借入れ又は債券の発行並びにそれらの方法、利率及び償還の方法を加えることとした。（第 111 条の 20 第 1 項第 5 号関係）

(4) 政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、全国連合会の長期借入金又は債券に係る債務について保証することができることとした。（第 111 条の 23 関係）

(5) 全国連合会は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、農林水産大臣の認可を受けなければならないこととした。（第 111 条の 24 関係）

(6) 全国連合会は、国債その他農林水産大臣の指定する有価証券の取得等を除くほか、(1)の事業に係る業務上の余裕金を運用してはならないこととした。（第 111 条の 25 関係）

(7) 農林水産大臣は、(2)又は(5)の認可、(6)の指定等をしようとする場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならないこととした。（第 136 条の 2 関係）

4 土地改良区の組織変更制度の創設

(一) 一般社団法人への組織変更

土地改良施設（土地改良施設の機能、規模、利用の状況等を勘案して土地改良区がその管理を行うことが必要なものとして農林水産省令で定める基幹的な土地改良施設を除く。）の管理を行う土地改良区（土地改良施設の管理以外の土地改良事業を併せ行うものを除く。以下「施設管理土地改良区」という。）は、その組織を変更し、一般社団法人になることができることとし、総会における組織変更計画の承認、都道府県知事の認可その他の組織変更の手続について定めることとした。

(第 2 章第 1 節第 5 款第 1 目関係)

## WestlawJapan 法令あらまし

	<p>(二) 認可地縁団体への組織変更</p> <p>施設管理土地改良区（市町村の区域を超える区域を地区とするものを除く。）は、その組織を変更し、認可地縁団体になることができることとし、総会における組織変更計画の承認、都道府県知事の認可その他の組織変更の手続について定めることとした。（第2章第1節第5款第2目関係）</p> <p>5 罰則</p> <p>3の(二)の全国連合会が行う資金の交付及び4の土地改良区の組織変更に係る所要の罰則を整備することとした。</p> <p style="text-align: right;">（第143条及び第144条関係）</p>
【改正される法令】	・土地改良法（昭和24年法律第195号）